

○厚生労働省告示第百七十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号の表を次のように改める。

地域区分	支援の種類		割合
一級地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。	千分の千百十二
		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千百三十
		主として重症心身障害児を通	千分の千百三十

保育所等訪問支援	放課後等デイサービス		医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)であるものを除く。 (又は基準該当児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所等」という。))において行う場合	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	七
	主として重症心身障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合					
	千分の千百十二	千分の千百三十	千分の千		千分の千百八	七	

		障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合
主として	知的障害のある児童を入所させる場合	主として当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設	千分の千
主として	自閉症児を入所させる場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千百十二
主として	盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設	千分の千九十九

<p>において行う場合</p>	<p>当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設に おいて行う場合</p>	<p>主として ろうあ児 を入所さ せる場合 合</p>	<p>当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設 において行う場合</p>	<p>当該施設に併設す</p>
	<p>千分の千百十一</p>		<p>千分の千百十一</p>	<p>千分の千百十六</p>

		二級地			
		児童発達支援		障害児相談支援	
指定児童発達支援事業		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	指定医療型障害児入所施設において行う場合 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	
主として重症心身障害児以外	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合又は主として難聴 児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症 心身障害児以外の障害児を通 わせる場合又は主として難聴 児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児 童を入所させる場合	る施設が主たる施 設である指定福祉 型障害児入所施設 において行う場合
千分の千九十	千分の千百十四		千分の千九十三	千分の千	千分の千百十

	設又は主たる施設 である指定福祉型 障害児入所施設に おいて行う場合	
主として自閉症児を入所させる場合	主として 盲児を入 所させる 当該施設に併設す る施設が主たる施 設である指定福祉 型障害児入所施設 において行う場合	千分の千九十二
主として 盲児を入 所させる 場合	当該施設が単独施 設又は主たる施設 である指定福祉型 障害児入所施設に おいて行う場合	千分の千九十三

		三級地			
放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	児童発達支援		障害児相談支援	
		指定児童発達支援事業 所(児童発達支援センター)であるものに限る。)において行う場合	指定児童発達支援事業 所等において行う場合	指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	指定児童発達支援事業 所(児童発達支援センター)であるものに限る。)において行う場合
主として重症心身障害児以外	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症 心身障害児以外の障害児を通 わせる場合又は主として難聴 児を通わせる場合	主として難聴児若しくは重症 心身障害児以外の障害児を通 わせる場合又は主として難聴 児を通わせる場合
千分の千七十八	千分の千九十九	千分の千九十九	千分の千七十八	千分の千八十一	千分の千九十
千分の千			千分の千九十九		千分の千

主として 盲児を入 所させる 場合		主として ろうあ児 を入所さ せる場合
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千七十二	千分の千八十一	千分の千七十八

四級地					
児童発達支援	障害児相談支援				
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る	指定児童発達支援医療機関において行う場合を含む。	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合
心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴					設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千七十四	千分の千七十八	千分の千	千分の千七十九	千分の千八十三	

所支援 障害児入 施設において行う場合	指定福祉型障害児入所	知的障害 主として	当該施設に併設する施設が主たる施	千分の千六十七	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	指定児童発達支援事業 所等において行う場合	。) において行う場合	児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通 わせる場合	千分の千九十一

	設又は主たる施設 である指定福祉型 障害児入所施設に おいて行う場合	
主として ろうあ児 を入所さ せる場合	当該施設が主たる 施設である指定福 祉型障害児入所施 設において行う場 合	千分の千七十二
	当該施設が単独施 設である指定福祉 型障害児入所施設 において行う場合	千分の千七十四
	当該施設に併設す る施設が主たる施 設である指定福祉	千分の千七十七

		五級地			
		児童発達支援		障害児相談支援	
指定児童発達支援事業所等において行う場合		指定児童発達支援センターであるものに限る。 。において行う場合		指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	
主として重症心身障害児を通	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	型障害児入所施設において行う場合
千分の千八十四	千分の千六十六	千分の千八十四	千分の千六十八	千分の千	千分の千七十三

	主として自閉症児を入所させる場合	主として盲児を入所させる場合		主としてろうあ児
障害児入所施設において行う場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
	千分の千六十七	千分の千六十一	千分の千六十八	千分の千六十六

指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)				
	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	社型障害児入所施設において行う場合 当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	社型障害児入所施設 当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設 において行う場合	を入所させる場合 社型障害児入所施設において行う場合
千分の千	千分の千六十七	千分の千七十	千分の千六十八	

				六級地		
				児童発達支援		障害児相談支援
				児童発達支援事業		千分の千六十六
				指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。		千分の千六十二
				指定児童発達支援事業所等において行う場合		千分の千七十六
				医療型児童発達支援		千分の千
				（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		
				放課後等デイサービス		千分の千六十
				主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千七十六
				主として重症心身障害児を通わせる場合		
				主として重症心身障害児を通わせる場合		
				主として重症心身障害児を通わせる場合		
				主として重症心身障害児を通わせる場合		
				主として重症心身障害児を通わせる場合		

七級地			
児童発達支援		障害児相談支援	
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。		指定医療型障害児入所施設において行う場合 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	
主として重症心身障害児を通	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢體不自由のある児童を入所させる場合
千分の千六十一	千分の千五十五	千分の千六十	千分の千六十四

所支援	障害児入	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス		医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	指定児童発達支援事業 所等において行う場合		わせる場合	千分の千四十八
	施設において行う場合								
			主として重症心身障害児を通過せる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通過せる場合	千分の千六十一	主として重症心身障害児を通過せる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通過せる場合	千分の千六十一	千分の千四十八
			主として知的障害のある児童を入所	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設	千分の千四十五				

	主として ろうあ児 を入所さ せる場合	
障害児入所施設に おいて行う場合	当該施設が主たる 施設である指定福 祉型障害児入所施 設において行う場 合	当該施設が単独施 設である指定福祉 型障害児入所施設 において行う場合
	千分の千四十八	千分の千五十二

				八級地			
医療型児童発達支援			児童発達支援		障害児相談支援		
	指定児童発達支援事業所等において行う場合		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合		指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）		
	主として重症心身障害児を通過させる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通過させる場合又は主として難聴児を通過させる場合		主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		
	千分の千五十三		千分の千五十三		千分の千四十八		千分の千四十九
千分の千							

主として自閉症児を入所させる場合	主として当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四十三
主として盲児を入所させる場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四十三
主としてろうあ児を入所させる場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四十二

九級地										
児童発達	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	主として肢體不自由のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千四十五	千分の千四十三			
指定児童発達支援事業								主として難聴児若しくは重症	千分の千四十二	千分の千三十七
合										

保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)		指定児童発達支援事業 所等において行う場合		支援 所(児童発達支援センターであるものに限る。) において行う場合	
		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合
千分の千三十七	千分の千四十六	千分の千三十六	千分の千	千分の千四十六	千分の千三十六	千分の千四十六	

		障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合
主として	知的障害のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十三
主として自閉症児を入所させる場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設	千分の千三十七
主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設		千分の千三十三

		十級地			
		児童発達支援		障害児相談支援	
指定児童発達支援事業		指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る。において行う場合	指定医療型障害児入所施設において行う場合 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	
主として重症心身障害児以外 わせる場合	主として重症心身障害児を 通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合又は主として難聴児を 通わせる場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を 通わせる場合又は主として難聴児を 通わせる場合	主として肢体不自由のある児 童を入所させる場合	施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千三十	千分の千三十八	千分の千三十一	千分の千三十六	千分の千	千分の千三十七

	<p>設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p>	
<p>主として自閉症児を入所させる場合</p>	<p>主として自閉症児を入所させる場合</p>	<p>千分の千三十一</p>
<p>主として盲児を入所させる場合</p>	<p>当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p>	<p>千分の千二十八</p>
	<p>当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合</p>	<p>千分の千三十一</p>

<p>主として肢体不自由のある児童を入所させる場合</p>	<p>主としてろうあ児を入所させる場合</p>	<p>主としてろうあ児を入所させる場合</p>	<p>主としてろうあ児を入所させる場合</p>
<p>千分の千三十一</p>	<p>千分の千三十二</p>	<p>千分の千三十一</p>	<p>千分の千三十</p>

主として 盲児を入 所させる 場合		主として ろうあ児 を入所さ せる場合
当該施設に併設す る施設が主たる施 設である指定福祉 型障害児入所施設 において行う場合	当該施設が単独施 設又は主たる施設 である指定福祉型 障害児入所施設に おいて行う場合	当該施設が主たる 施設である指定福 祉型障害児入所施 設において行う場 合
千分の千二十二	千分の千二十五	千分の千二十四 千分の千二十五

十二級地					
児童発達支援	障害児相談支援				
指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター）であるものに限る	指定児童発達支援事業	指定医療型障害児入所施設において行う場合 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴				当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
千分の千十九	千分の千二十四	千分の千	千分の千二十四		千分の千二十六

所支援 障害児入 施設において行う場合	指定福祉型障害児入所	知的障害 主として 当該施設に併設す る施設が主たる施	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	指定児童発達支援事業 所等において行う場合	。において行う場合	児を通わせる場合	千分の千二十三
								主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千二十三
所支援 障害児入 施設において行う場合	指定福祉型障害児入所	知的障害 主として 当該施設に併設す る施設が主たる施	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	指定児童発達支援事業 所等において行う場合	。において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	千分の千十八
								主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千十九
所支援 障害児入 施設において行う場合	指定福祉型障害児入所	知的障害 主として 当該施設に併設す る施設が主たる施	保育所等訪問支援	放課後等デイサービス	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	指定児童発達支援事業 所等において行う場合	。において行う場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	千分の千十八
								主として重症心身障害児を 通わせる場合	千分の千十八

	設又は主たる施設 である指定福祉型 障害児入所施設に おいて行う場合	
主として ろうあ児 を入所さ せる場合	当該施設が主たる 施設である指定福 祉型障害児入所施 設において行う場 合	千分の千十八
	当該施設が単独施 設である指定福祉 型障害児入所施設 において行う場合	千分の千十九
	当該施設に併設す る施設が主たる施 設である指定福祉	千分の千十九

				十三級地	
				児童発達支援	
				障害児相談支援	
				指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	
				指定発達支援医療事業 所(児童発達支援センター)であるものに限る。)において行う場合	
				指定児童発達支援事業 所等において行う場合	
				型障害児入所施設 において行う場合	
				主として肢体不自由のある児 童を入所させる場合	
				主として難聴児若しくは重症 心身障害児以外の障害児を通 わせる場合又は主として難聴 児を通わせる場合	
				主として重症心身障害児を通 わせる場合	
				主として重症心身障害児以外 の障害児を通わせる場合	
				主として重症心身障害児を通	
				千分の千十八	
				千分の千	
				千分の千十八	
				千分の千十八	
				千分の千十二	
				千分の千十五	
				千分の千十二	
				千分の千十五	

	主として自閉症児を入所させる場合	主として盲児を入所させる場合		主としてろうあ児
障害児入所施設において行う場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合
	千分の千十二	千分の千十一	千分の千十二	千分の千十二

指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)				
	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	社 型 障 害 児 入 所 施 設 において行う場合	当 該 施 設 が 単 独 施 設 である指定福祉 型 障 害 児 入 所 施 設 において行う場合	を 入 所 さ せ る 場 合 社 型 障 害 児 入 所 施 設 において行う場 合
千分の千	千分の千十二	千分の千十三	千分の千十二	

				十四級地			
				児童発達支援		障害児相談支援	
放課後等デイサービス		医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)		指定児童発達支援事業所等において行う場合		指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)であるものに限る。において行う場合	
主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児を通わせる場合		主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	
千分の千八		千分の千		千分の千八		千分の千六	
主として重症心身障害児を通過する場合		主として重症心身障害児を通過する場合		主として重症心身障害児を通過する場合		主として重症心身障害児を通過する場合	
千分の千六		千分の千八		千分の千八		千分の千八	

所させる 場合	主として ろうあ児 を入所さ せる場合
設である指定福祉 型障害児入所施設 において行う場合	当該施設が主たる 施設である指定福 祉型障害児入所施 設において行う場 合
千分の千六	千分の千六
当該施設が単独施 設又は主たる施設 である指定福祉型 障害児入所施設に おいて行う場合	当該施設が単独施 設である指定福祉 型障害児入所施設
千分の千六	千分の千六

その他					
児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児入所支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 （指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	において行う場合
千分の千	千分の千六	千分の千	千分の千六	千分の千六	

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

第二号を次のように改める。

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分		都道府県	地 域
一級地	東京都	特別区	
二級地	茨城県	取手市	
	埼玉県	和光市	
	千葉県	成田市、印西市	

四級地				三級地											
神奈川県	東京都	千葉県	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府	神奈川県	東京都	
海老名市	立川市、昭島市	船橋市、浦安市	西宮市	高槻市	名古屋市、刈谷市、豊田市	横浜市、川崎市	八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市、東久留米市	袖ヶ浦市	さいたま市、志木市	つくば市	芦屋市	大阪市、守口市、門真市	鎌倉市、厚木市	摩市、稲城市、西東京市	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多

六級地						五級地									
滋賀県	三重県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	愛知県	東京都	千葉県	茨城県	奈良県	兵庫県	大阪府	
大津市、草津市	鈴鹿市	綾瀬市	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、座間市、	三鷹市、小金井市、東大和市、あきる野市	市川市、松戸市、富津市、四街道市	鶴ヶ島市	水戸市、土浦市	池田市	豊明市	青梅市、東村山市	千葉市、習志野市、八千代市	守谷市	天理市	宝塚市	吹田市、寝屋川市、箕面市、高石市

八級地					七級地									
愛知県	神奈川県	千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	京都府	埼玉県	茨城県	福岡県	広島県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府
西尾市、知多市	平塚市、寒川町	佐倉市、市原市	新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町	日立市	羽曳野市	京田辺市	東松山市、朝霞市	牛久市	福岡市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	神戸市、尼崎市	東大阪市	堺市、豊中市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、大東市、摂津市、 京都市

九級地														
京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	山梨県	神奈川県	千葉県	埼玉県	栃木県	茨城県	宮城県	兵庫県	滋賀県	三重県
宇治市、 亀岡市	守山市	津市	瀬戸市、 碧南市、 大府市	静岡市、 沼津市、 御殿場市	甲府市	秦野市、 伊勢原市、 葉山町	茂原市、 柏市、 白井市	川越市、 川口市、 行田市、 所沢市、 飯能市、 加須市、 狭山市、 越谷市、 蕨市、 戸田市、 入間市、 三郷市	宇都宮市	古河市、 ひたちなか市	仙台市	伊丹市、 川西市、 三田市	栗東市	四日市市

十一級地						十級地								
長野県	神奈川県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	福岡県	大阪府	愛知県	神奈川県	埼玉県	茨城県	宮城県	奈良県	大阪府
塩尻市	三浦市、二宮町	野田市、東金市、流山市、酒々井町、栄町	春日部市、鴻巣市、上尾市、草加市、久喜市、鳩山町、杉戸町	高崎市	大田原市	春日市、福津市	柏原市、交野市	みよし市	小田原市	坂戸市	龍ヶ崎市	多賀城市	大和高田市、橿原市	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、大阪狭山市、忠岡町

兵庫県	大阪府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県	富山県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県
姫路市、加古川市、三木市	四條畷市	長浜市	名張市、伊賀市	豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市	大垣市、多治見市、美濃加茂市	長野市、松本市、諏訪市	福井市	金沢市	富山市	武蔵村山市	八街市	熊谷市	前橋市、太田市	鹿沼市、小山市

十四級地			十三級地												
群馬県	栃木県	茨城県	兵庫県	滋賀県	三重県	愛知県	埼玉県	栃木県	茨城県	長崎県	福岡県	山口県	広島県	岡山県	奈良県
渋川市	栃木市、 真岡市	笠間市、 鹿嶋市	赤穂市	甲賀市	亀山市	豊川市、 田原市	羽生市、 滑川町	下野市	神栖市	長崎市	北九州市、 筑紫野市、 糸島市、 宇美町	周南市	廿日市市、 海田町、 坂町	岡山市	桜井市、 宇陀市、 斑鳩町

その他													
道府県	全ての都	香川県	徳島県	広島県	滋賀県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	新潟県	千葉県	
	一級地から十四級地まで以外の地域	坂出市	徳島市、鳴門市、阿南市	三原市、東広島市	東近江市	常滑市、飛島村	藤枝市	各務原市	伊那市	南アルプス市	新潟市	木更津市、君津市	

第三号を次のように改める。

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成二十七年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

第四号及び第五号を削る。